

## [総務課関係]



別表2

交付基礎点数表(案)

	単 位	A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	1,770	1,690	1,600	1,520
初度設備相当加算	1人当たり	44			
助産施設本体	1人当たり	2,550	2,430	2,310	2,190
初度設備相当加算	1人当たり	279			
乳児院本体	1人当たり	1,620	1,550	1,470	1,390
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	44			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	22			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480	450	430	410
初度設備相当加算	1人当たり	39			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1世帯当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	810	770	730	690
初度設備相当加算	1人当たり	13			
児童養護施設本体	1人当たり	2,470	2,350	2,230	2,120
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	920	870	830	780
初度設備相当加算	1人当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	170	160	150	150
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150

情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,910	2,770	2,630	2,490
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療教室整備加算	1施設当たり	19,870	18,930	17,980	17,030
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,450	3,290	3,120	2,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	7,880	7,500	7,130	6,750
職員養成施設本体	1人当たり	1,370	1,300	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,500	3,330	3,160	3,000
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,190	3,030	2,880	2,730
初度設備相当加算	1人当たり	44			
妊産婦ケアセンター	1人当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイサービス)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,120	2,010	1,910	1,810
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
保育室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
学習室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,300	3,150	2,990	2,830
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療教室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助 産 施 設 本 体	1人当たり	3,830
初 度 設 備 相 当 加 算	1人当たり	440
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170
初 度 設 備 相 当 加 算 (30人以下)	1人当たり	60
初 度 設 備 相 当 加 算 (30人を超える部分)	1人当たり	30
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	17,260
子 育 て 短 期 支 援 事 業 の た め の 居 室 等 整 備 加 算	1人当たり	640
初 度 設 備 相 当 加 算	1人当たり	50
年 齢 延 長 児 を 受 け 入 れ る た め の 居 室 等 整 備 加 算	1人当たり	550
病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業 の た め の 保 育 室 等 を 整 備 す る 場 合	1人当たり	770
親 子 生 活 訓 練 室 整 備 加 算	1施設当たり	3,350
母 子 生 活 支 援 施 設 本 体	1世帯当たり	8,690
初 度 設 備 相 当 加 算	1世帯当たり	70
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	19,420
子 育 て 短 期 支 援 事 業 の た め の 居 室 等 整 備 加 算	1世帯当たり	4,800
初 度 設 備 相 当 加 算	1世帯当たり	60
病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業 の た め の 保 育 室 等 を 整 備 す る 場 合	1人当たり	860
母 子 家 庭 等 子 育 て 支 援 室 整 備 加 算	1人当たり	1,220
初 度 設 備 相 当 加 算	1人当たり	20

- (注)
- 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
  - 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
  - 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
  - 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
  - 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
  - 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,810	2,680	2,540	2,410
初度設備相当加算	1人当たり	307			
乳児院本体	1人当たり	1,790	1,700	1,620	1,530
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	49			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	500	470	450
初度設備相当加算	1人当たり	43			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	450	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,370	6,070	5,760	5,460
初度設備相当加算	1世帯当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,520	3,350	3,180	3,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	890	850	810	760
初度設備相当加算	1人当たり	15			
児童養護施設本体	1人当たり	2,720	2,590	2,460	2,330
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,010	960	910	860
初度設備相当加算	1人当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	190	180	170	160
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370

情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,200	3,050	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,860	20,820	19,780	18,740
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,800	3,620	3,440	3,260
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,670	8,250	7,840	7,430

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単 位	A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170	2,060	1,960	1,860
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	59			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30			
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,260	16,440	15,620	14,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり	53			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770	730	690	660
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
初度設備相当加算	1人当たり	59			
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,500	25,240	23,970	22,710
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
通所部門整備加算	1人当たり	1,640	1,560	1,480	1,400
初度設備相当加算	1人当たり	50			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。



■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して 行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	83	-	-	-
助産施設	1人当たり	134	204	148	-
乳児院	1人当たり	79	106	86	106
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	424	310	-
児童養護施設	1人当たり	121	-	132	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	139	-	154	186
児童自立支援施設	1人当たり	173	-	190	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	400	-	440	-
職員養成施設	1人当たり	74	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	301	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	269	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	79	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	164	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	149	-	-	-
助産施設	1人当たり	248	374	274	-
乳児院	1人当たり	139	186	154	186
母子生活支援施設	1世帯当たり	510	765	559	-
児童養護施設	1人当たり	215	-	236	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	258	-	284	344
児童自立支援施設	1人当たり	304	-	336	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	711	-	783	-
職員養成施設	1人当たり	134	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,248	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,109	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	510	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	147	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	295	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	25,550	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28,110	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34,070

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	9,910	13,210
初度設備相当加算	540	1,408

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,210
初度設備相当加算	2,348

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋 内 消 火 栓 設 備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標 準	沖縄振興計画に基 づく事業として行う 場 合	公害防止対策事業 として行う場合	地震対策緊急整備 事業計画、地震防 災緊急事業五箇年 計画に基づく事業の 場 合
標準	6,360	-	-	-
乳児院	-	8,900	-	-
助産施設、母子生活支 援施設	-	10,010	-	-
助産施設、乳児院、母 子生活支援施設、児童 養護施設、情緒障害児 短期治療施設、児童自 立支援施設、児童家庭 支援センター	-	-	6,990	-
乳児院、情緒障害児短 期治療施設	-	-	-	8,470

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。